

三重 Go To Eat キャンペーン

加盟店募集



募集期間

第1期:2020年9月15日(火) 13:00~2020年10月4日(日)
第2期:2020年10月5日(月)~2020年11月30日(月)

第1期に登録した加盟店はスターターキット(マニュアル、換金伝票など)がプレミアム付食事券利用開始前に到着し、10月20日(火)から食事券取扱が可能です。第2期に登録した加盟店は、スターターキットが10月20日(火)以降の発送となります。

- 概要: 「Go To Eatキャンペーン事業」は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う外出の自粛等の影響により、甚大な影響を受けている飲食業に対し、期間を限定した官民一体型の需要喚起を図るものです。
- 使用期間: 2020年10月20日(火)~2021年2月21日(日)
- 対象店舗: 三重県内飲食店舗

加盟店登録方法

三重 Go To Eat キャンペーン ホームページ

<https://gotoeat-mie.com/> 専用WEBサイトからお申込みください。



<加盟店登録の際に必要な情報>

①店舗情報、②食品営業許可番号、食品営業許可書有効期限、③入金先口座(名義人、金融機関名、口座番号等)等

お問合せ

三重 Go To Eat キャンペーン コールセンター

TEL.050-3538-4371 メール mie.gotoeat@bsec.jp

受付期間 2020年9月14日(月)~2021年3月31日(水)※土、日、祝日。年末年始(12/30~1/3)を除く。
受付時間 平日10:00~18:00

三重 Go To Eat キャンペーン プレミアム付食事券の概要

- 発行者: 農林水産省
- 発行額: 最大100億円(プレミアム率25%)
- セット数: 最大100万セット(1セット10,000円 額面1,000円券×10枚綴り)
- 販売価格: 1セット8,000円で販売
- 申込方法: 往復はがき受付(抽選)、WEB受付(先着)
- 申込期間: 往復はがき: 2020年9月25日(金)から2020年10月6日(火)消印まで
WEB受付(事前): 2020年10月12日(月)10:00から
2020年10月17日(土)23:59まで
WEB受付(第1期): 2020年10月20日(火)10:00から
2020年12月6日(日)23:59まで
WEB受付(第2期): 2020年12月7日(月)00:00から
2021年1月31日(日)23:59まで

各期間の予定セット数の
上限に達し次第
申込終了になります。

- 使用期間: 2020年10月20日(火)~2021年2月21日(日)まで
- 購入引換方法: 往復はがき、または、WEB申し込み後、コンビニエンスストア「ファミリーマート」Famiポートにて購入・引き換え
- 加盟店登録の流れ: 三重 Go To Eat キャンペーン ホームページ 専用WEBサイトからお申込みください。
- 加盟店参加要件: 別紙ご確認ください。
- 説明会: 本事業では説明会は実施しません。後日、三重 Go To Eat キャンペーン ホームページに説明動画を掲載します。(10月上旬に掲載予定です。)

※本事業は三重 Go To Eat キャンペーン プレミアム付食事券発行事業の加盟店募集となります。(オンライン飲食予約事業の加盟店募集とは異なります。)

加盟店参加要件

【営業形態】

- 日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改訂）の中分類「76 飲食店」に分類される飲食店（主として客の求めに応じ調理した飲食物品をその場で飲食させる飲食店）であり、かつ、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 52 条第 1 項に基づく「飲食店営業」又は「喫茶店営業」の許可を得ていること。
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 4 項に規定される「接待飲食等営業」及び同条第 11 項に規定される「特定遊興飲食店営業」の許可を得た営業を行っていないこと。

【行政への協力】

- Go To Eat キャンペーン期間中に、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 24 条第 9 項に基づく協力の要請があった場合には、それに従うこと。また、同法に基づく要請でないものであっても、営業時間の短縮等、国又は地方公共団体からの要請があった場合には、それに従うこと。
- Go To Eat キャンペーン期間中に、従業員から新型コロナウイルスの感染者が発生したことを把握した場合には、速やかに保健所に報告すること。
- 農林水産省が事前通告なしに行う訪問調査に協力すること。
- 登録の際に提供した情報及び Go To Eat の対象店舗となった場合はその旨を Go To トラベル事務局に提供することに同意すること。

【ガイドラインに基づく取組等】

- 「外食業の事業継続のためのガイドライン」（令和 2 年 5 月 14 日、一般社団法人日本フードサービス協会、一般社団法人全国生活衛生同業組合中央会）に基づき、新型コロナウイルス感染症予防の取組を実施すること。
- 「換気」、「声量」、「三密」に配慮しクラスターの発生を防ぐために、以下の内容を含む感染症予防の取組を実施するとともに、その取組内容を店頭に掲示してください。
 - ・ 店舗入口や手洗い場所における手指消毒用の消毒液の用意。
 - ・ 店内における適切な換気設備の設置と徹底した換気の実施（窓・ドアの定期的な開放、常時換気扇の使用等）。
 - ・ 他グループの客同士ができるだけ 2 m（最低 1 m）以上空くように間隔を空けてテーブル・座席を配置するか、テーブル間をパーティション（アクリル板又はそれに準ずるもの。以下同じ。）で区切る。カウンター席は、他グループの客同士が密着しないよう適度なスペースを空ける。

※飛沫感染を防ぐ観点からは、背中合わせの座席について、最低 1 m 以上の間隔を空けて配置することまで求めるものではない。また、同様に、カウンター席については、パーティションで区切る対応も効果的である。

- ・ 一つのテーブルで他グループと相席する場合には、真正面の配置を避けるか、テーブル上をパーティションで区切る。
- カラオケ設備を有している場合であっても、食事券の利用者又はポイントの付与対象者・利用者かどうかに関わらず、利用客に当該設備を使用しないこと。
- 利用者に対して、以下の事項を周知してください。
 - ・ 発熱や咳など異常が認められる場合は来店しないこと。
 - ・ できる限り混雑する時間帯を避けること。
 - ・ 大人数での会食や飲み会を避けること。
 - ・ デリバリーやテイクアウトを活用すること。
 - ・ 店が席の配置や食事の提供方法を制限することに協力すること。
 - ・ 食事の前に手洗い・消毒をすること。
 - ・ 咳エチケットを守ること。会話の声は控えめにし、大声に繋がりがやすい大量の飲酒を避けること。
 - ・ 食事中以外はマスクを着用すること。
 - ・ 新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）を利用すること。

※取組内容の店頭掲示や利用者に対する周知のために必要なポスター等については、農林水産省から提供します。

※上記ガイドラインに基づく取組等に加え、三重県独自の「感染防止チェックシート」や感染拡大防止システム「安心みえる Line」の活用が推奨されます。

【参加登録の取消】

- ガイドラインの遵守に係る不備について、農林水産省、所在する地方公共団体又は三重 Go To Eat キャンペーン事務局の指摘に適切に対応しない場合や本誓約書の誓約内容に違反や虚偽があった場合、三重 Go To Eat キャンペーン事務局により参加登録が取り消される場合があります。